

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令」について

令和5年12月
デジタル庁

1. 題名

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

2. 改正の趣旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しておりません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第2号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

- 公布日 : 令和5年12月27日
- 施行日 : 令和6年1月1日

【参照条文】

○行政手続法（平成5年法律第88号）抄
（意見公募手続）

第三十九条

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八 （略）